土浦市立中村小学校　「いじめ防止基本方針」

１　いじめ防止等の基本的な方針

（１）基本理念

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等のための対策を講じる。

（２）いじめの禁止

児童は、学校の内外を問わず決していじめをしてはならない。また、いじめを看過してはならない。

（３）学校及び職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

２　いじめ防止等対策の基本となる事項

（１）定義

いじめとは、
〇児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
〇起こった場所は学校の内外を問わない。

（２）いじめに係る共通認識

・いじめは重大な人権侵害であるという強い認識に立つこと
・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
・いじめ問題は教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

（３）いじめとされる具体的な行動

・相手児童に肉体的または精神的苦痛を感じさせる。
・相手児童が自身の身や所有物に危害が及ぶ恐れを感じる。
・相手児童にとって敵対的な学校環境をつくり出す。
・相手児童の学校内での権利を侵害する。

（４）基本施策

①　いじめを許さない学校づくりのために（いじめの未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。以下は、本校のいじめの未然防止に対する取り組みである。

ア　いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

「いじめ防止対策委員会」を週１回（金曜日の集会時）実施し、各学級学年の生活状況を確認しながら、いじめの未然防止策等を検討する。また、研修会の企画立案、アンケートの実施と集計考察等を行い、未然防止と早期発見のための教師の力量を高める。

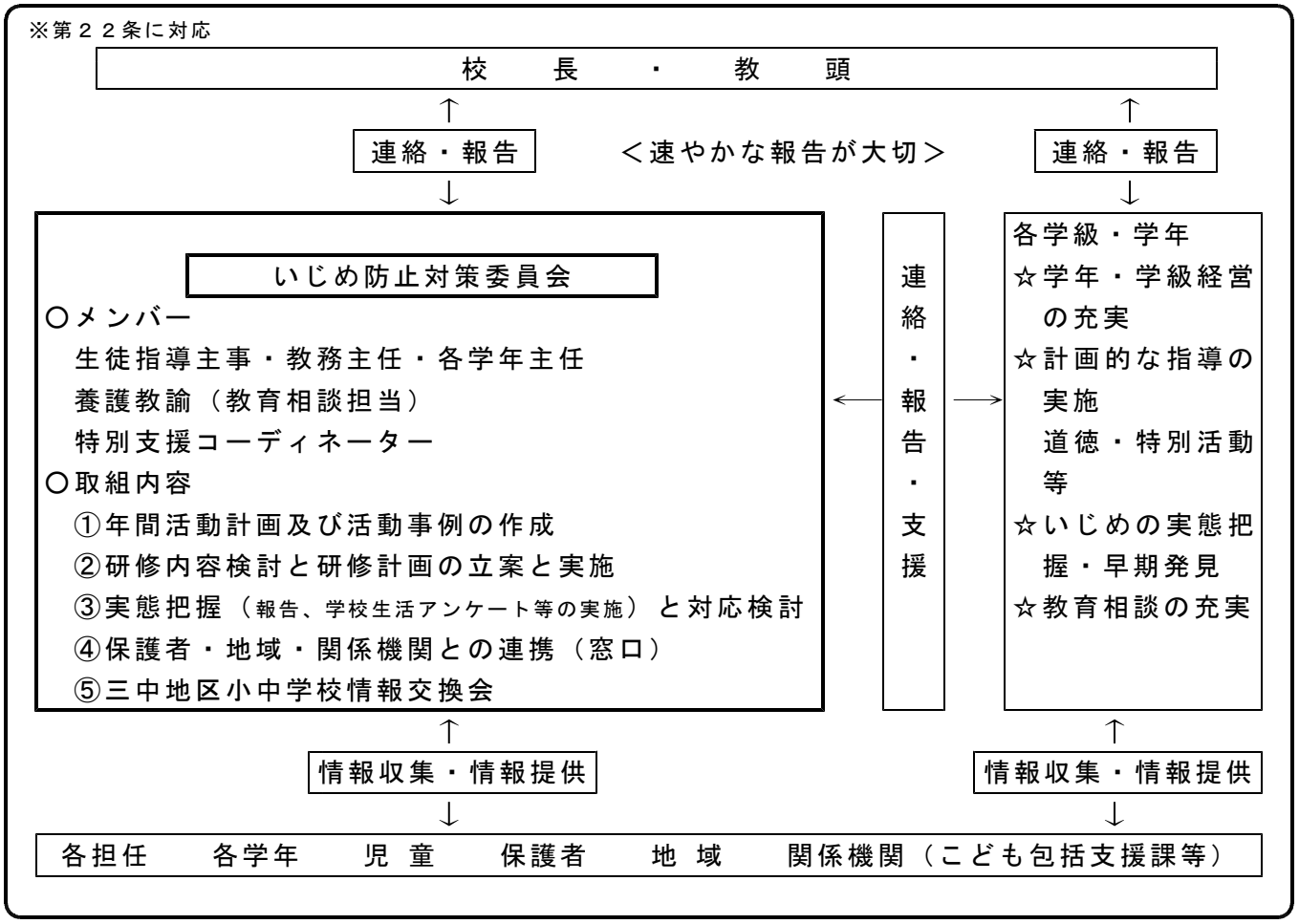

イ　児童たちの‘よさ’を伸ばす言葉かけとかかわり

いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解した上で、子どもたちの‘よさ’を伸ばす言葉かけを意識し、実践する。

ウ　支持的風土のある学校・学年・学級づくり

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体として取り組む。さらに、学年・学級集団づくりを進めるにあたり、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして児童に集団の一員としての自覚や自信を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていく。

エ　授業における生徒指導の充実

授業規律を意識させ、規律ある授業が進められるようにする。また、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを心がけ、授業にて達成感や自尊感情を高めさせることができるようにする。さらに、「わかる授業」「楽しい授業」を通じて、児童たちの学びを保障できるようにする。

オ　倫理観・道徳観の育成

「道徳」の授業や特別活動との連携を通して、思いやりや生命・人権を大切にする心の育成を図り、実践化に結びつける。

カ　学校行事の充実

学校行事を通して、児童一人一人に達成感や感動、団結することのよさ等を味わわせ、

自己有用感や自己肯定感を育てる。

キ　特別活動の充実

委員会やクラブ活動、係･当番活動等における、自主的･主体的活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい生活について考え、実践する。また、児童たちでいじめについて考え、行動できる行事（「いじめ防止週間」での標語の作成など）を企画・実施する。

② いじめに対する認識や気付きへ対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

ア　教師と児童の普段の関わり

普段の教師と児童の関わりの時間をできるだけ多くする。また、教師が休み時間などの児童との何気ない関わりや会話を通して、いじめ等の未然防止を図るとともに、児童理解を深める。気になる点については、学年内で話題にし、「いじめ防止対策委員会」に報告する。

イ　いじめ防止対策委員会での検討

毎週実施する「いじめ防止対策委員会」で気になる児童の情報を共有し対策を講じ、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ　生活アンケートの実施

「生活アンケート」（記名式）を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、児童たちの人間関係等の実態を把握しておく。

エ　教育相談の充実

スクールカウンセラーを有効活用し、児童たちの悩みや相談を聞いてよりよい生活に結びつける。

オ　家庭及び地域との連携

普段より、家庭との連携を密にとる。何かあった際の連絡だけでなく、何気ないよさも伝え、よりよい連携ができるような関係を築いておく。また、地域の民生委員や主任児童員、ＰＴＡ役員とも連携し、地域で子どもたちを見守り、気になることがあった場合には学校に連絡いただけるよう協力をお願いしておく。

カ　関係諸機関との情報連携

情報共有や連携を図るために、所轄警察及びこども包括支援課と、必要に応じ電話連絡、または、話合いの機会をもつ。

キ　いじめ問題に関する研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する研修を研修年間計画に位置づけて実施し、教職員のいじめ防止等に関する資質の向上を図る。(「生徒指導支援資料５「いじめに備える」の活用)

ク　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教室等を行う。教師も、インターネットによるいじめの特徴と対応について研修し、迅速

な対応ができるようにする。また、ＰＴＡ行事等で児童・保護者向けの情報モラル研修会も実施する。

ケ　SOSの出し方・こころの健康に関する教育の充実

SOSの出し方についての指導を定期的に行い、学校の他に「子どもホットライン」や「いじめ・体罰解消サポートセンター」など、小学生が利用できる相談窓口を各学年・学級で紹介し、SOSを出しやすい環境づくりに努める。（長期休業前に、相談機関のチラシを配付する。）

③　いじめを認知した場合の対応（適切かつ迅速な対処）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係諸機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめへの早期対応の取組である。

ア　いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、いじめの事実の有無をきちんと確認し、「緊急いじめ問題対策委員会」を開催し、対応について検討する。また、全職員で情報を共有し、情報連携と行動連携が図れるようにする。

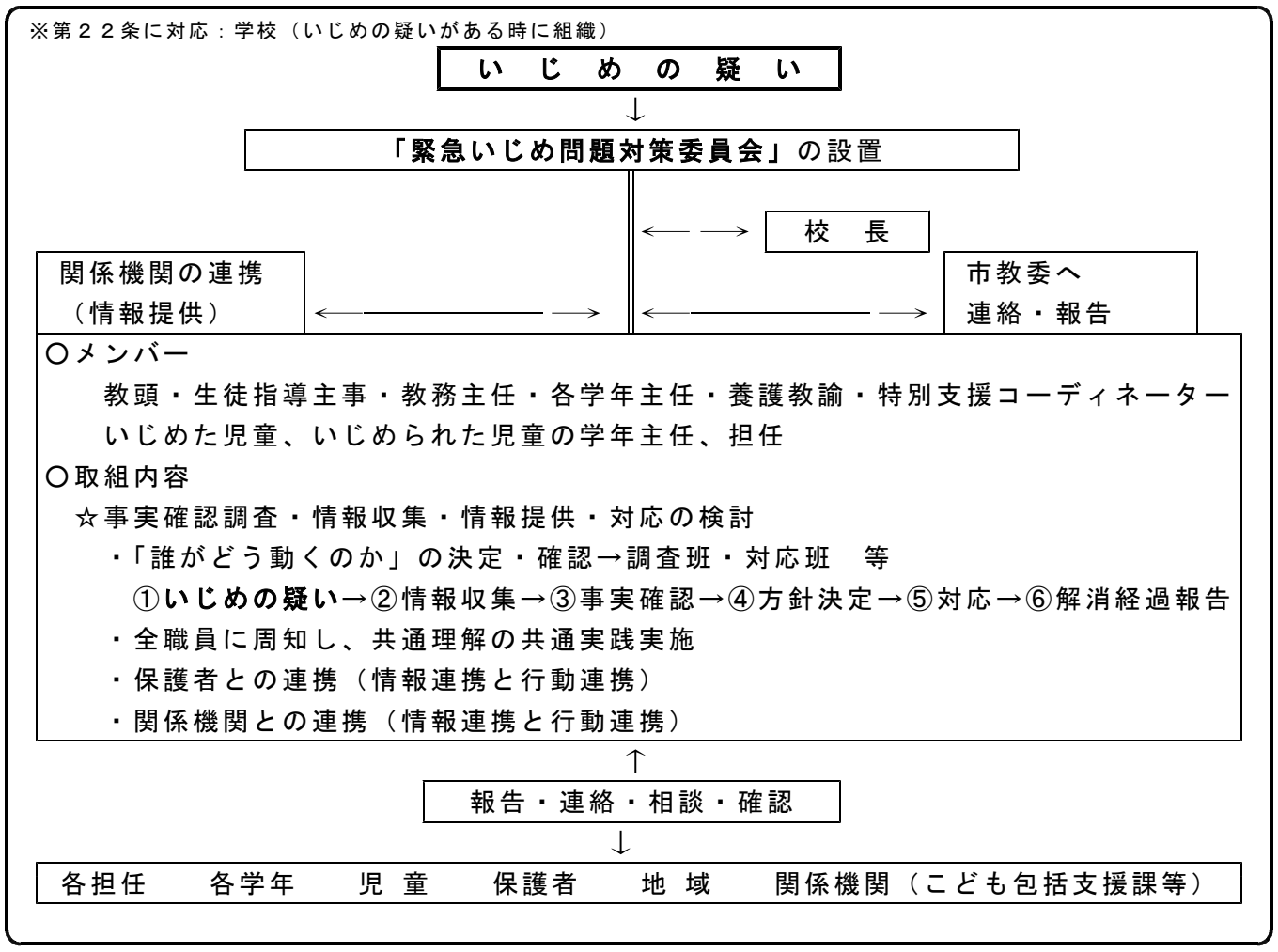

イ　いじめへの対応

・　いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

・　情報収集（アンケート・聞き取り等）を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に

あたる。また、教育上必要があると認められたときには、適切に指導を行う。

・　指導にあたっては、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・　傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であることを指導する。

・　いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要措置を講ずる。

・　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

ウ　重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第２８条に基づき、いじめにより、生命・心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

・　重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。

・　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

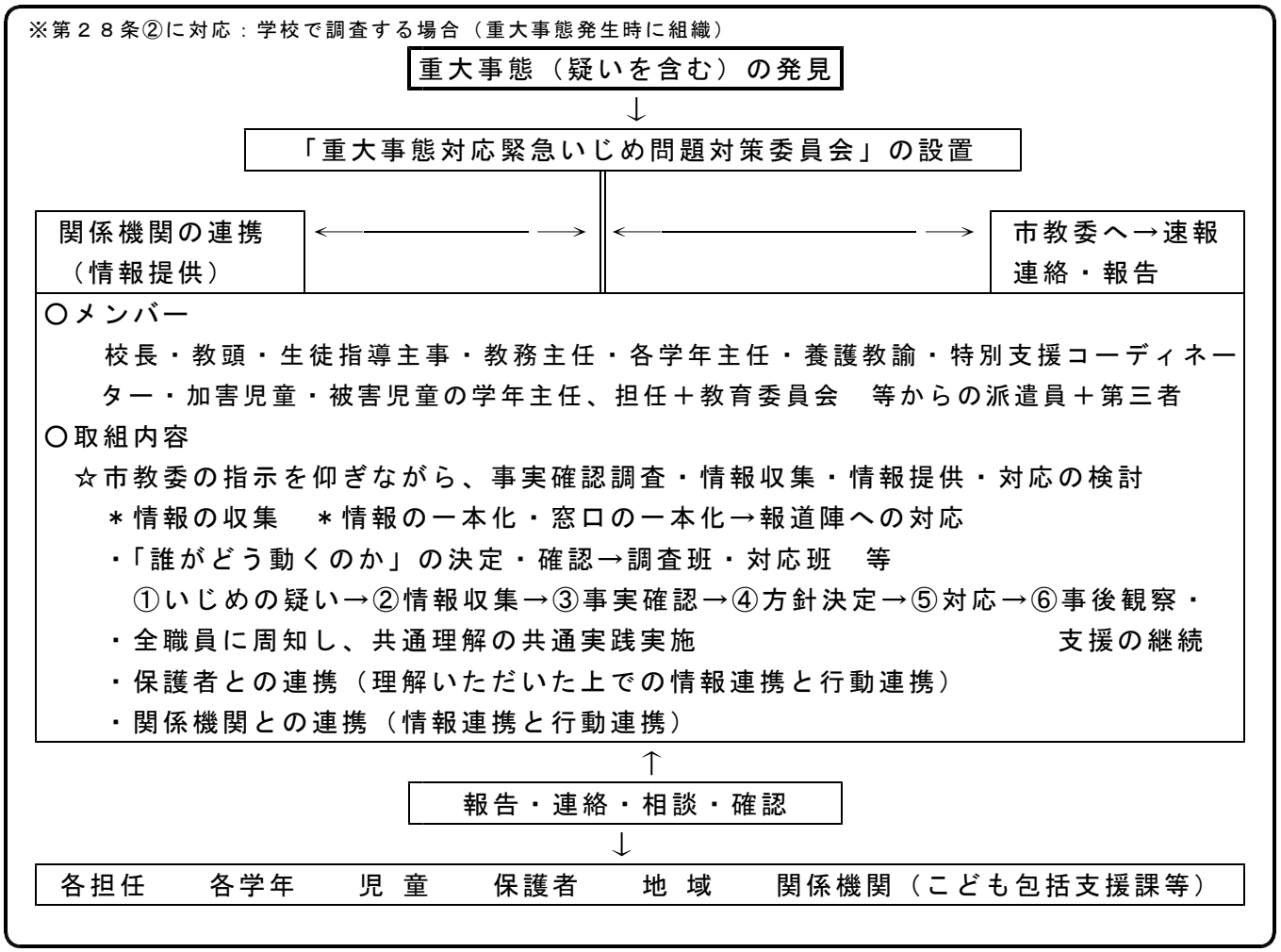

・　学校又は教育委員会が主体となって、上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

・　調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

・　いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等

との連携協力など毅然とした対応を行う。

・　いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

3　年間計画（予定）

４・５月	○「いじめ防止基本方針」の全職員による共通理解　※第１回職員会議 ○**ホームページや学校便り等**を通して、保護者への周知と協力の呼びかけ ○いじめ防止週間（各クラスで「いじめ防止等の標語」の作成と掲示） ○各学級で「道徳コーナー」の設置（いじめ防止のための授業を実施） ○第１回 生徒指導・特別支援会議　※年度当初の配慮を要する児童の共通理解 ○児童学校生活アンケート（第１回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。 ○児童学校生活アンケート（第２回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
６月	○児童学校生活アンケート（第３回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
７月	○児童学校生活アンケート（第４回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
夏　季 休　業	○三中地区小中一貫夏季研修会　・児童生徒に係る情報交換、共有 ○職員研修　・「生徒指導支援資料５　いじめに備える」を活用した研修 ・発達障害及び発達障害の疑いのある児童への対応に関する研修 ・授業のＵＤ化に向けた研修　　他
９月	○児童学校生活アンケート（第５回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
１０月	○児童学校生活アンケート（第６回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
１１月	○保護者アンケート ○児童学校生活アンケート（第７回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
１２月	○児童学校生活アンケート（第８回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
１月	○児童学校生活アンケート（第９回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
２月	○児童学校生活アンケート（第10回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。 ○スマホ・ケータイ安全教室
３月	○三中地区小中連絡協議会　・児童生徒に係る情報交換、共有、課題検討 ○児童学校生活アンケート（第11回）※いじめ防止指導、教育相談を含む。
	【いじめを含む問題行動についての情報交換の場】 ○毎週金曜日　…　いじめ防止対策委員会（職員集会時） ○ケース会議（不定期：必要に応じて実施） ◯毎月月末　…　不登校・問題行動等、配慮を要する児童の報告（職員会議時） 【いじめを含む問題行動の集約】 ○いじめ事案をデータに記録（担任記入→生徒指導主事確認・集約） ○時系列による一括集約（対象の事案について、生徒指導主事作成） ○翌月９日までに　…　毎月１日～末日（１か月間）の 事案「いじめ認知件数及び詳細」を教育委員会へ報告

4　その他の重要事項

（１）取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

①　いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

ア　いじめの未然防止・再発に関する取組に関すること

イ　いじめの早期発見に関する取組に関すること

平成２９年３月：一部改訂
平成３０年２月：一部改訂
平成３１年３月：一部改訂
令和　２年３月：一部改訂
令和　３年３月：一部改訂
令和　４年３月：一部改訂
令和　５年３月：一部改訂
令和　６年３月：一部改訂
令和　７年４月：一部改訂